

# 新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 こ みや ひで とし  
小 宮 英 稔

2025年を迎え、謹んで新春をお祝い申し上げます。

新年のご挨拶として、植物防疫施策における最近の動きと所感を申し上げます。

2024年は、2023年からの暖冬に加え高温期が長期化したことから一部の病害虫の発生量の増加が顕著な年でした。一例として、果樹類に吸汁被害を引き起こす果樹カメムシ類や水稲に斑点米のみならず不稔被害を発生させるイネカメムシの発生量が増加し、果樹カメムシおよび斑点米カメムシについて都道府県より延べ97件の注意報と3件の警報が発表されました。一部の地域では、カメムシ類による被害のほか、気象条件や隔年結果等の複数の要因が影響し、昨年比で収量減となった作物もありました。また、海外からの飛来を要因とするカンキツ類等の害虫であるミカンコミバエ種群の誘殺数が例年より多いことに加え、ウリ科植物等の害虫であるセダロウリミバエの誘殺も確認されています。こうした状況は今後も続く懸念されており、病害虫の侵入・まん延のリスクの変化に応じ、国内の防除体制の点検および水際検疫の強化を図っていくことが重要だと考えています。

行政的には、農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法が見直され、令和6年5月に改正基本法が成立、施行されました。本改正法において、農業の持続的な発展に関する観点から「国は、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物が国内で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。」と新たに定められました。また、「環境への負荷の低減の促進」のための防除技術の推進および「農産物の輸出の促進」のための植物検疫協議の促進についても引き続き定められました。これに基づき、現在、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた議論が行われているところですが、植物防疫の観点からは植物検疫の強化・効率化や予防・予察に重点をおいた総合防除の推進の必要性が議論されています。議論の結果を基本計画に反映し、その実現に向けて、植物防疫の各施策に注力してまいります。

具体的には、水際検疫にあっては、温暖化の影響で世界的な病害虫の活発化・分布の拡大を背景に人と物の流

通も拡大していく中で、病害虫の侵入リスクが高まっていることから、監視体制の強化および効率化が求められています。輸入検疫において、昨年4月には、輸出国における措置の実施を監視するために、輸入時に精密検定を行い、輸出国に改善を求める仕組み（モニタリング検査）を試行的に導入しました。加えて他省庁との連携によるAIを活用したX線検査技術の国際郵便物検査への導入や、webサイト上の違法に持ち込まれた植物の情報を収集するスクレイピング等の技術の活用を目指す等、一層の強化および効率化のために、DX化を推進しています。また、2023年の改正植物防疫法の施行により新たに有害植物に位置付けられた「草」について、草は病害虫と異なり有用な植物に対して間接的に影響を与えるものであることから、各種草による被害の態様を踏まえて、リスクを適切に評価可能な手法の開発を進めているところであり、その結果に基づきリスクの高い草の特定を進めてまいりたいと考えています。

輸出検疫においては、2023年に登録検査機関制度を開始し、検査会社および流通系の法人等、幅広い業種から14法人が現在までに登録されています。迅速な輸出検査に向けて、より多様な検査ニーズに対応できる体制の整備が進んできました。

輸出解禁に向けた植物防疫協議については、農林水産物および食品の輸出の促進に関する実行計画に位置づけられた国や品目について、重点的かつ戦略的に進めております。昨年12月には、新たにフィリピン向けイチゴの輸出が解禁されました。また、既に輸出可能な品目の産地負担軽減も重要であるとの観点から、検疫条件の緩和についても協議しており、昨年はニュージーランド向けカンキツ類の検疫条件が緩和されました。新規の輸出解禁や条件緩和に向けては、現在、米国向けサクラの切り枝、豪州向けメロン、インド向けスギ、ペルー向け精米等13か国・地域を対象とした45件の協議を進めております。

国内の植物防疫については、病害虫の侵入・発生パターンの変化や薬剤耐性菌の発生、世界的な環境意識の高まり等を踏まえ、侵入調査・初動防除の効率化についての検証、総合防除の普及による防除体制の転換を進めていく必要があると考えています。

具体的に総合防除については、令和4年に成立および